地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	名古屋市上下水道局		
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号		
工 場 等 の 名 称	植田水処理センター		
工場等の所在地	名古屋市天白区植田南一丁目 5 1 2		
業種	電気・ガス・熱供給・水道業		
業務部門における 建築物の主たる用途	工場		
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)		
事業の概要	下水道処理施設維持管理業		
計 画 期 間	令和3年4月1日 ~ 令和6年3月31日		

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公	表	期	間	令和3年		7月27日	~	令和6年3月31日
	0	掲示 閲覧	(場所)	植田水処理セ	ニンター			
公公	表	方	法		ホーム へ゜ーシ゛	(冊アドレス)		
	衣	Л	公		冊子	(冊子名・ 入手方法)		
					その他	(その他詳細)		
公表に係る問合せ先経営企			営企画課	: 0 5 2 -	972-36	7 0		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針	
別添資料「名古屋市上下水道局の推進体制」	参照
(2) 地球温暖化対策の推進体制	
(2) 地球温暖化対策の推進体制 別添資料「名古屋市上下水道局の推進体制」	参照
	参照

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度(令和 2 年度)の温室効果ガス排出の状況

①エネ	ルギー起源二酸化炭素の排出量	3, 859	t-CO ₂
	②非エネルギー起源二酸化炭素(③を除く。)		t-CO ₂
① 〜温を	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO2
二室除酸効く	④メタン		t-CO2
化果	⑤一酸化二窒素		t-CO2
炭ガ 素ス	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO2
換排	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO2
算出量	⑧六ふっ化硫黄		t-CO2
	⑨三ふっ化窒素		t-CO2
	⑩エネルギー起源二酸化炭素(発電所等配分前)		t-CO2
	温室効果ガス総排出量(①~⑩合計)	3, 859	t-CO2

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

項目	基準年度 令和 排出量(実	2 年度	目標 目標排出	年度 1量	令和 5 年度 目標削減	載率
温室効果ガス総 排 出 量	3, 859	t-CO ₂	4, 056	t-CO ₂	▲ 5. 1	%

項目	基準年度 令和 2 年度 排出量(実績)	目標年度 目標排出量	令和 5 年度 目標削減率
原単位あたりの排 出 量	CO ₂	CO ₂	%

(2) 目標設定の考え方

R4年度に処理方法変更の工事が終わり、排出量がH29年度からH30年度の増加分と同程度上が ると考えられる。また昼休みや残業時の不必要な照明の消灯やLED器具への更新により排出量 が減ると考えられる。トータルは増加分が多いとを見込み、目標を設定した。

- 備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果
- ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排 出量の合算をいいます。
- 備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品 の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
イエネルギー・省資 京の推進 - 照明	・昼休みや残業時の不必要な照明の消灯 ・LED器具への更新 ・定期的な器具・ランプの清掃	・安定器等の故障により点灯しなくなった照明器具をLED器具へ更新・昼休みや残業時の動線以外の消灯

(~ \	一 11 一 12 	-及び未利用エネルギーの利用
(•) \		- M / N III H T 7 1 / T I / N F I H
l /. l	サ 生 田 115 上 れ /レ イ -	

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要(規模、性能、発生エネルギー量等)
平成13年度	温度差エネルギー	冷房 150Mcal/h×2 暖房 190Mcal/h×2

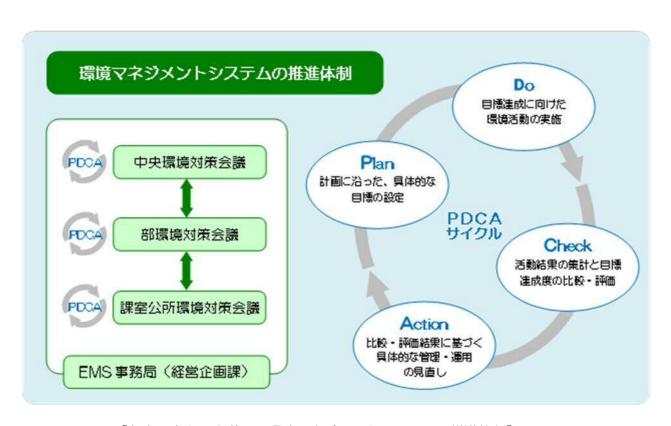
平成13年度		作房 150Mca1/n×2 唛房 190Mca1/n×2
イ 計画期	間における再生可能エス	ネルギー及び未利用エネルギーの利用
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	3104 Tr. 77 OF TY = 1 110	
(3) 環境価	i値(クレジット等)のネ	舌用
(4) その他	1の地球温暖化対策に係る	る措置
壁面緑化によ	る侵入熱の防止	
機器の購入・	更新時は高効率機器を記	選定
(5) 「環境	5保全の日」等に特に推議	進すべき取組
定時退庁の推	進	

名古屋市上下水道局の推進体制

上下水道局の環境に関する方針・目標や、その達成に向けた取り組みを継続的に推進するための体制として、上下水道局環境マネジメントシステム(局 EMS)を平成18年度に構築しました。

平成23年度より本市全体の環境マネジメントシステムであるN-EMS(ニームス)が運用されています。上下水道局は、N-EMSとの連携により、効率的な環境保全活動を図るとともに、各職場に適した環境活動を検討しながら、環境負荷の低減を推進していきます。

また、局 EMS の実行組織として環境対策会議を局、各部、各室課公所に設置し、環境活動を継続的に改善しています。さらに、エネルギー低減化研究幹事会での技術的な検討も踏まえ、積極的な環境活動に取り組んでいきます。



【名古屋市上下水道局 環境マネジメントシステムの推進体制】